

供託通知書  
(雑)



申請年月日	平成30年7月19日
供託所の表示	名古屋法務局

法令条項	民法第494条	平成30年度金第 1290号
------	---------	----------------

供託者の住所氏名	565-0873 大阪府吹田市藤白台五丁目7番1号 国立研究開発法人国立 循環器病研究センター 理事長 小川久雄 大阪市北区南森町二丁目2番7号シティコ-ポ南森町902 代理人弁護士 小原望
	458-0021 名古屋市緑区港1水二丁目1702番地の11 多田雅史

供託の原因たる事実	別紙の通り
	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容

被供託者の住所氏名	458-0021 名古屋市緑区港1水二丁目1702番地の11 多田雅史
-----------	---

供託金額	百十億千百十万千百十円 ¥ 2 0 0 1 4 6 1
------	--------------------------------

備考	(注) この供託物の還付を受けるには、概ね次の書類の提出が必要です。 1. 供託物払渡請求書 (別紙は供託所に備えています。) 2. 作成後三月以内の印鑑証明書 3. 贈与者が登記された法人であるときは作成後三月以内の登記事項証明書 4. 代理人により請求するときは委任状その他代理権限を証する書面
----	---

上記のとおり供託したので通知する。

この供託物の還付を受けるための手続きの詳細は当供託課にお尋ねください。  
TEL(直)052-952-8074 供託課

被供託者 殿

平成 年 月 日 発送  
名古屋法務局



被供託者は、平成16年4月頃から供託者に所属する医師のもとを受診し、同年7月14日から投薬治療が実施された。

被供託者は、当該治療によって薬物依存に陥ったとして、供託者に対し、損害賠償請求訴訟を提起したが（名古屋地方裁判所 平成25年（ワ）第5249号損害賠償請求事件）、同事件の平成29年3月17日判決において、供託者は、被供託者に対し、元金117万7330円及び元金に対する平成16年7月14日から提供日まで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じられた。

その後、供託者及び被供託者双方が控訴したが、控訴審（名古屋高等裁判所 平成29年（ネ）第322号損害賠償請求控訴事件）の平成30年6月28日判決により、双方の控訴が棄却され、第1審の判決が維持された。

そのため、供託者は、平成30年7月4日、10日及び13日、被供託者に対し、同月13日を支払日として、供託者が相当と考える損害賠償金相当額の全額である元本117万7330円及び平成16年7月14日から平成30年7月13日までの遅延損害金82万4131円の合計200万1461円を支払う旨伝えて、弁済の準備をしたことを通知し、受領を催告した。

しかし、被供託者は、最高裁判所へ上告しており、供託者に対して、支払期日までに連絡を行わず、受領を拒否した。

よって、上記200万1461円について、供託する。